

報告第9号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月4日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成28年10月20日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県彦根市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 事件名 市道の冠水による自動車への浸水

3 事件の概要

平成28年6月27日午前6時頃、市道入江物生山線において、上記相手方が冠水した当該市道を所有車両で通行したところ、エンジンに水が入り、走行不能となった。

4 損害賠償の額

金298,848円とする。

平成28年10月20日

米原市長 平尾道雄